



土浦商工会議所

会報 つちうら 5

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS Vol.605

MEMBER'S NOW

スナックどじ

オーナーの篠田さん



- | | |
|-----------------------------------|---|
| 2 議員改選について | 8 労働保険年度更新の申告・納付のお知らせ、新入社員セミナー、ランナーズヴィレッジ開催 |
| 3 小規模企業振興委員の紹介 | 9 常議員会、新入会員紹介 |
| 4 商工会議所取り扱い各種制度融資のご案内、金利変更のお知らせ | 10 L O B O 調査 |
| 5 中小企業のセキュリティ対策、土浦警察署からお知らせ | 11 時代を読み解くツボ、労務相談室 |
| 6 キャッシュレスフェア、「小規模事業者持続化補助金」公募開始 | 12 MEMBER'S NOW |
| 7 青年部通信、女性会だより、プレアトレ土浦、金融広報啓発セミナー | ～スナックどじ～、土浦催事記 |



デラックス好評発売中!!
土浦ツェッペリンカレー

令和元年度 議員改選について

今年は全国の商工会議所で一斉に議員の改選が行われます

「議員は商工業者の代表です」

商工会議所では、「商工会議所法」という法律で、会員事業所の中から地域商工業者の代表として議員を選ぶことが求められています。議員は、その選任方法によって1号議員・2号議員・3号議員と呼ばれています。議員の任期は3年（令和元年11月1日から令和4年10月31日）です。

1号議員とは

- 1号議員は、会員のうちから選挙によって選ばれます。選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで運営され、選挙日程は議員選挙選任規約に基づき決定されます。
 - 1号議員を選ぶ資格のある人は、会員及び特定商工業者です。ただし、会費及び負担金の滞納期間が6ヶ月に及ぶ場合は選挙権を行使することはできません。
 - 特定商工業者は負担金を納入することにより、1個の選挙権個数があたえられます。
- ※会費一口につき1個の選挙権を有し、1会員の有する選挙権の個数は50個を超えることはできません。

2号議員とは

- 2号議員は、会員により構成する部会において、部会員のうちから選ばれます。
- 会員でない特定商工業者には、2号議員の選任権、被選任権はありません。

3号議員とは

- 3号議員は、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任します。
- 3号議員に選任される資格のある人は、会員に限られます。

【議員の役割】

- 土浦商工会議所の最高意思決定機関である議員総会の構成員として、商工会議所の運営に必要な事業計画・予算などの重要事項の審議・決定や決算の承認にあたります。
- 会頭をはじめとする役員の選任を行ないます。また、自らも役員に選任される権利があります。
- 委員会を構成し、商工業の発展や地域振興に関する重要な事項を審議するほか、会員で構成する部会を代表して商工業者の意見を取りまとめる中心的な役割を担います。
- 定款並びに会費・負担金や部会・委員会などに関する重要な規約の設定や変更にあたります。

○詳細な改選日程については、次号でお知らせいたします。

事業所の福利厚生に

「もしも」や「まさか」に備えて安心！

商工会議所の生命共済制度 **キララ共済**

役員および従業員の福利厚生にご活用いただけます。

※不正行為や不法行為があった場合、保険金・給付金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

問合せ先：会員サービス推進室

特長

- 病気・災害による死亡、事故による入院を 365日 24時間保障。
- 医師の診査なしで簡単にお申し込みいただけます。
※健康状態の告知が必要です。
- 掛金は全額損金または必要経費に計上できます。
※記載の税務の取扱は、2019年5月現在の税制に基づくもので、将来において保証するものではありません。
- 余剰金があれば配当金として還元されます。
- 商工会議所独自の給付制度(祝金・見舞金など)もあります。

企業経営の 身近で親切的アドバイザー

小規模企業振興委員

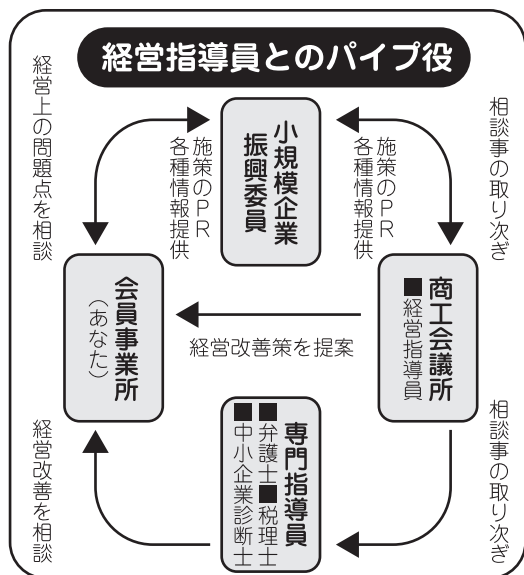
商工会議所は、国が認定した経営指導員を配置して、小規模事業者の皆様の経営・金融・税務・経理・労務・特許・店舗改装など経営の諸問題やこれから経営改善を行なう方々に対して、相談・指導・斡旋等のお手伝いをしていきますが、さらに相談を受けやすくなるため、当商工会議所では管内各地に31名の「小規模企業振興委員」を委嘱しております。

身近で親切的アドバイザー

小規模企業振興委員は商工会議所の経営指導員や専門指導員をいつでも紹介する皆様のお世話役です。相談料は無料。秘密は厳守します。どうぞお気軽にご相談下さい。

経営指導員とのパイプ役

- お近くの小規模事業者との円滑な連絡
- 担当地区内の小規模事業者の実態の把握
- 小規模事業者対策の情報の提供、資料の配付とPR
- 商工会議所事業の連絡・普及・啓蒙



令和元年度 小規模企業振興委員名簿

(順不同敬称略)

地区	氏名	事業所名	住所	TEL	業種	備考
南部	岡野良男	辰三産業(株)	土浦市乙戸766-5	841-1673	物流業	委員長
北部	君山毅	(株)千代田興業	土浦市神立中央5-35-6	831-1741	建材業	顧問
南部	橋本信一郎	(株)ハシモト	土浦市乙戸766-9	841-1382	ウエス販売	顧問
北部	勝田達也	勝田商事(有)	土浦市神立町3623	831-0523	不動産業	副委員長
	今井章治	(有)今井精肉店	土浦市神立中央1-4-11	831-0220	食肉販売	
	金塚大輔	神立ハイヤー(有)	土浦市神立中央1-17-27	831-0900	タクシー業	
	嶋田玲子	喜作	土浦市神立中央1-12-20	831-7472	飲食業	
	中根祐一	(株)セントラルメディカル	土浦市神立町2506	831-2321	医療機器販売	
	鈴木豊明	(有)鈴木工務店	土浦市並木3-11-8	821-6807	工務店	
	古谷野宗徳	古谷野経営労務管理事務所	土浦市西真鍋町9-5	821-2263	社会保険労務・税務会計	
	大竹信長	(有)オーム	土浦市真鍋新町16-10	824-0006	家電販売・電気工事	
中部	桜井卓	(株)作田屋	土浦市中央1-8-4	821-5063	住宅設備機器販売	副委員長
	久保田利一	(有)松庄花壇	土浦市中央2-10-6	821-6691	生花販売	
	中島敏之	中嶋康化粧品店	土浦市中央2-10-20	821-1670	化粧品販売	
	堀越礼	(株)霞月楼	土浦市中央1-5-7	822-2516	飲食業	
	鈴木昇	(有)波山堂鈴木印舗	土浦市中央1-14-1	821-5777	印鑑製造・販売	
	箕輪好夫	箕輪名産店	土浦市大和町7-22	821-0329	水産加工物販売	
	柳生剛	小松屋食品(株)	土浦市大和町5-3	821-0373	水産加工物販売	
	杉山建一	(有)すぎやま	土浦市川口1-5-8	821-0677	和菓子販売	
	仲村勝宏	(有)コゼコーポレーション	土浦市川口1-3-107	824-8755	美容業	
南部	澤辺泰弘	(有)高月堂	土浦市桜町1-6-15	823-3611	菓子販売	
	岡野忠夫	(株)岡野設備工業所	土浦市乙戸南3-13-26	842-2830	土木・管工事	副委員長
	大曾根隆司	(株)大参商店	土浦市荒川沖西2-2-10	841-0014	燃料販売	
	和泉好一	(有)イズミヤ	土浦市荒川沖西2-412	842-1156	葬祭業	
	湯原豊	(株)ユハラ	土浦市荒川沖475-3	842-3121	自動車レンタル・リース	
	島岡宏明	島岡商事(株)	土浦市右廻1882	841-0296	燃料販売	
	廣瀬勝俊	廣瀬運輸(株)	土浦市小松2-2-4	821-0847	運送業	
	塚崎雅之	雅電設(株)	土浦市中834-3	843-8588	電気工事業	
	吉田薫	(株)ヨシダ・アート	土浦市永国872-5	821-8880	看板製作販売	
	田中義法	田中冷設工業(株)	土浦市永国157	822-5530	建設・設備業	
	説田賢哉	せつた税務・不動産鑑定事務所	土浦市天川2-22-18	821-8241	税務会計・不動産鑑定	

商工会議所取り扱い各種制度融資のご案内

(※利率については令和元年5月7日現在)

制度資金名		利 率	融資使途・限度額	返済期間(据置)	保 証 人	担 保
国(日本政策金融公庫)の融資資金	小規模事業者経営改善融資(マル経)	1.21%	運転・設備 2,000万円 (1,500万円以上要件有)	運転 7年(1年) 設備10年(2年)	不 要	不 要
	普通貸付 (マル経)	2.16%	運転・設備 4,800万円	運転 5年(6ヶ月) 設備10年(2年)	必要に応じて	

○融資対象

マル経…市内で1年以上事業所を営んでおり、20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人又は法人企業
マル普…資本金1,000万円、又は従業員100人以下(商業・サービス業は50人以下)の個人又は法人企業

※基準(条件で変動)

制度資金名	利 率	融資使途・限度額	返済期間(据置)	保 証 人	担 保
自治金融	1.11%	運転・設備 1,000万円	運転7年 設備7年(6ヶ月)	個人… 原則不要	必要に 応じて
振興金融	1.31%	運転・設備 2,000万円	運転7年 設備7年(12ヶ月)	法人… 原則代用 者のみ	必 要

○融資対象

市内に1年以上居住及び事業実績の有る個人又は法人企業
自治金融…1事業所の融資限度額 1,000万円 振興金融…1事業所の融資限度額 2,000万円

茨城県の融資制度

制度資金名	利 率	融資使途・限度額	返済期間(据置)	融 資 対 象
経営合理化融資	年1.9% ~2.1%	運転 3,000万円 設備 5,000万円 併用 5,000万円	運転 5年(1年) 設備 7年(1年) 併用 5年(1年)	経営の安定・合理化を 図るために要する資金 を必要としている場合
パワーアップ融資	年1.3% ~1.6%	運転 5,000万円 設備 5,000万円 併用 5,000万円	運転 7年(2年) 設備 10年(3年) 併用 7年(2年)	売上が減少している ために、経営の改善を 行う場合
東日本大震災復興 緊急融資	1.2% ~1.5%	運転 8,000万円 設備 8,000万円 併用 8,000万円	運転 10年(2年) 設備 10年(3年) 併用 10年(2年)	東日本大震災により損 害を受け、経営の安定 に支障が生じた場合

問合せ先：商工振興課

金利変更のお知らせ

土浦市中小企業金融制度 自治金融・振興金融の融資金利が下記のとおり改定されます。

自治金融 利率 1.11% **振興金融 利率 1.31%**

(令和元年5月7日現在)

問合せ先：商工振興課

情報漏えいは不注意から

中小「企業」の セキュリティ対策

後を絶たない事故

組織や企業において、メールの誤送信や重要情報を保存した情報端末（PCやスマートフォンなど）・記録媒体（USBメモリなど）の紛失など、情報管理に対する意識の低さや確認漏れなどによる個人情報や機密情報の漏えい事故が後を絶たない。独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2019」(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2019.html>)でも「不注意による情報漏えい」が2018年版の12位から返り咲き、10位にランキングしている。

12月、大手ガス事業者の業務委託先企業の作業員が、住所や氏名など421世帯分の顧客情報を記録した業務用携帯端末と制服を紛失したことを2日後に公表、その4日後に紛失物を無事発見したことを公表している。

これら不注意による情報漏えいでは、取り扱う情報の重要性に対する認識不足や情報を取り扱う際の本人の状況（体調不良や急ぎの用事など）、組織規定および確認プロセスの不備など、さまざまな要因が考えられる。

しかし、情報漏えいによる影響は、社会的信用の失墜やそれに伴う経済的損失が発生するだけでなく、場合によっては漏えいした情報が悪用され、二次被害が発生することもある。企業として組織的に対策に取り組む必要があるだろう。

4月は入社シーズンの従業員教育の徹底を

不注意による情報漏えいを減らすためには、例えば企業は次に挙げる項目に取り組む必要がある。

■情報リテラシーや情報モラルの向上

- ・従業員のセキュリティ意識教育
- ・組織規定および確認プロセスの確立（特定の担当者への業務集中が

テレビ局は謝罪文を掲載し、情報管理の厳格化に努めていくとしている



不注意による情報漏えい

発生しないような体制の構築も重要）

■被害の予防（被害に備えた対策含む）

- ・確認プロセスに基づく運用
- ・情報の保護（暗号化、認証）
- ・外部に持ち出す情報や端末の制限
- ・業務用携帯端末

■被害の早期探知

・問題発生時の内部報告体制の整備

・外部からの連絡窓口の設置

■被害を受けた後の対応

・上司および社内事故対応チームへの連絡

・影響調査および原因の追究、対策の強化

・被害拡大や二次被害要因の排除（ウェブサイトへの誤った情報公開の場合、非公開にするなど）

・必要に応じて、漏えいした内容や発生原因の公表

4月は入社や人事異動のシーズンである。研修などを通して、一度の過失が組織の信用を大きく脅かす可能性があることを従業員に認識してもらい、被害の予防や発見した後の対処の社内ルールを理解してもらうなど、企業として徹底した対策を取ることが望まれる。

独立行政法人情報処理推進機構

江島将和

サイバーセキュリティニュース

WEB サイトへの攻撃

外部から見える被害が発生するWEBサイトは、攻撃者から狙われやすい攻撃対象です。

「WEB サイト」の管理者には種類がある

WEBサイトは、・サーバの管理者-WEBサイトを稼働させているパソコンを管理する・コンテンツの管理者-WEBサイトの内容を更新、管理するによって成り立っています。外部に管理を委託している場合もあるためサーバやコンテンツごとに被害を受けた際の緊急連絡先（夜間・休日を含む）をあらかじめ確認しておくことが大切です。

攻撃予防

WEBサイトへの攻撃を防ぐためには、・WEBサイトを蔵置しているサーバのOS・WEBサイトに使用しているソフトウェア・WEBサーバに蔵置しているファイル一覧を把握してアップデートなどを最新の状態を保つ必要があります。攻撃予防の第一歩として、WEBサイト運営に使用しているソフトウェアの把握、棚卸をしましょう。

攻撃されてしまった時のために

例としてWEBサイトが改ざんされてしまった場合に、・WEBサイトの差し替えをするか。または、WEBサイト運営自体を止めるか。・原因究明はどのような手順で行うか。被害範囲の調査はどのようにするか。・広報対応はどのようにするか。など、様々な対応の検討が必要になります。初期対応によって、世間の評価が大きく変わることがあります。あらかじめ検討しておきましょう。

ここを チェック

安全なウェブサイトの運用管理に向けての20ヶ条～セキュリティ対策のチェックポイント～
<https://www.jpaa.go.jp/security/vuln/websitecheck.html>
 webサイトへのサイバー攻撃に備えて
<https://www.jpccert.or.jp/newsflash/2018071801.html>

茨城県警察サイバー攻撃特別捜査隊 029-301-0110（内線 5691）

土浦警察署からお知らせ

通学路等における歩行者の安全確保

新入学シーズンを迎え、道路に不慣れな子供達を地域全体で守りましょう。

保護者の皆さんへ

お子さんと一緒に通学路を点検しましょう。
 通行量はどうか、危険なところはないか、お子さんの目の高さに合わせて確認しましょう。
 歩行中の子供の交通事故の原因で最も多いのは飛び出しによるものです。道路を横断する際は、「必ず止まる」「周りの安全（車両の有無）をよく確かめる」ことを身につけさせましょう。

ドライバーの皆さんへ

子供達の姿を見かけたら、子供達の不意な動きにも対応できるように、「スピードを落とす」「子供から距離をあける」「一時停止する」などして、思いやりのある運転、危険を予測した運転をしましょう。

土浦警察署 029-821-0110

キャッシュレス
決済の導入を検討
している方へ

キャッシュレスフェア in 茨城

日時 5月28日(火) @つくば 午後1時30分～午後5時(開場午後1時)

会場 つくば国際会議場 多目的ホール 茨城県つくば市竹園2-20-3

※<駐車場のご利用について>北、南、南2、南3、南4駐車場をご利用ください。受付にて無料駐車券をお渡しします。

対象 県内の中小企業、小規模事業者(法人・個人)

内容 I.キャッシュレス社会への国の取り組み及びキャッシュレス・消費者還元事業の概要
講師 一般社団法人キャッシュレス推進協議会
II.キャッシュレス決済事業者によるプレゼンテーション
III.キャッシュレス決済事業者展示ブースでの決済体験・個別相談会

参加
無料

参加予定決済事業者

(株) Origami PayPay (株) エムティーアイ LINE Pay (株) NTT ドコモ
楽天 (株) ゆうちょ銀行 (株) 三井住友銀行 (株) クレディセゾン (株) 常陽クレジット
Rakuten ゆうちょ銀行 SMBC 三井住友銀行 SAISON CARD INTERNATIONAL 常陽クレジット

参加申込書
はコチラ



主催 茨城県キャッシュレス推進連絡会議、茨城県

申込・問合せ 参加申込書の裏面に必要事項を記入の上、FAXまたはE-mailにてお申し込みください。
キャッシュレスフェアin茨城 事務局 株式会社常陽産業研究所
TEL:029-233-6734 FAX:029-233-6724 E-mail:cashless@joyonet.co.jp

平成30年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」公募開始しました

小規模事業者の右記の取組みに対する
経費の3分の2(上限50万円)補助されます



新たな販促用品の作成、購入

- チラシ ●ホームページ
- 展示 ●店舗改装 等

業務効率化の取組

- サービス提供等プロセスの改善
- IT利活用 等

補助対象者 小規模事業者

常時使用する従業員が、①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)【5人以下】
②宿泊業・娯楽業・製造業・その他【20人以下】

申請期限 令和元年6月12日(水)【当日消印有効】

補助上限 原則 50万円(補助対象経費の2/3以内)

※補助上限について

- ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者または買い物弱者対策事業を行う事業者については、補助上限額100万円。
- ②複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合については、補助上限額500万円(「50万円または100万円×連携小規模事業者数」の額)

問合せ先：商工振興課

一緒に活動しませんか!

女性会では会員を募集しています。講習会や地域振興イベントへの参加や、土浦のPRを兼ねて他県の女性会の方々と交流をしています。お互いに刺激しあい、学びあう女性の輪に参加してみませんか?

女性会だより

- 入会資格
当商工会議所の会員である女性経営者、または企業経営に携わる女性の方などなたても大歓迎です。
- 主な活動
講演会、視察研修会の開催、市内イベント出店や参加、新年会などの会員親睦事業、関係団体との連携事業など。
- 会員数
52名
- 年会費
10,000円
- 入会の手続き
商工振興課までお問い合わせ下さい。

平成31年度 第1回通常総会

青年部通信

去る4月15日(月) L' AUBEにおいて、平成31年度第1回通常総会を開催した。

中川会頭より、皆見貞康新会長への委嘱状授与から始まり、平成30年度事業報告・収支決算報告、平成31年度事業計画・収支予算が決議された。

平成31年度は、「百花繚乱」～One for all, all for one 一人は皆の為に、皆は一つの目的の為に～をスローガンにスタートした。



中川会頭より、委嘱状を授与される皆見新会長



88名が出席し、盛大に開催した

※土浦商工会議所青年部では会員を募集しております。会員間親睦や自己研鑽研修、視察、市・県外青年部との交流、関係団体との連携事業を行っております。詳しくは商工振興課までお問い合わせください。

金融広報啓発セミナー

『人口減少とAI(人工知能)によって、日本はどう変わるのか』

日時 5月31日(金)
午後1時30分から

無料

場所 亀城プラザ4階

講師 アセットベストパートナーズ株式会社
代表取締役 中尾隆友

対象者 市内在住・在勤の方

定員 35人(先着順)

申込・問合せ先

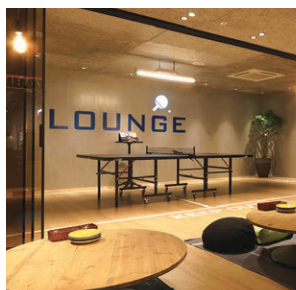
土浦市消費生活センター TEL 823-3928

プレイアトレ土浦 第二弾 「STATION LOBBY」がOPEN

4月26日、日本最大級の体験型サイクリングリゾート「プレイアトレ土浦」において、コンバージョン第2弾「STATION LOBBY」がオープンした。

『日本一の駅の待合所』をテーマに、カフェ・レストラン・中華スタンド・キッチンスタジオ・フォトスタジオ・コワーキングスペースなど“食と暮らしの楽しみ”を体感できる施設となっている。

5月31日には、コンバージョン第3弾「BOOK&TABLE」がオープンする。地元茨城の人気フードショップとブックストアを組み合わせた新しいタイプのマーケットゾーンとなる予定。また、2020年春以降に予定されているサイクリングホテルの完成をもって、全館グランドオープンとなる。



プレイアトレ土浦

〒300-0035 土浦市有明町1-30 TEL 029-835-3000

平成31年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○平成31年度の労働保険 年度更新の申告・納付期間

6月3日(月)から7月10日(水)

申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

○一括有期事業（建設業及び林業の事業者）の申告時に提出する「一括有期事業総括表」、「一括有期事業報告書」の様式が、3枚複写より2枚複写に変更となりました。

○労災保険率及び雇用保険率は平成30年度と同率となります。

○労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。更新手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

『納付日』

納期	口座振替利用無の場合	口座振替納付日
第1期	7月10日	9月6日
第2期	10月31日	11月14日
第3期	1月31日	2月14日

問合せ先：茨城労働局 総務部 労働保険徴収室
電話 029-224-6213
(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



社会人としてのマナーを学んだ



講師の渡邊氏

4月9日、10日の2日間、日本電信電話ユーザー協会土浦・石岡地区協会並びに土浦地区雇用対策協議会事業所部会並びに当所の主催による新入社員セミナーを開催し、13社39名の受講者が参加した。講師は、(株)エミール代表取締役・渡辺満枝氏。土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長・村山一人氏。社会人としての心構え・ビジネスマナー等を講義と実技を交えて研修を行った。どの講義も、皆真剣に取り組んでおり、社会人としての基本を学び充実した2日間を送った。

新入社員セミナー開催



1,000食の大鍋でランナー達をもてなした

4月14日、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンに併せて「ランナーズヴィレッジ 第30弾土浦まちなか元氣市」をモール505にて開催した。当日は、全国から参加したマラソンランナーや応援客等が訪れ、ご当地グルメや土浦市・かすみがうら市の特産品・物産品の販売、1,000食の「れんこん入りカレースープ鍋」を無料提供した。また、ものまねライブ、音楽ライブなど多彩なステージイベントで会場を盛り上げ、ランナー達の疲れを癒した。

かすみがうらマラソン選手村
ランナーズヴィレッジ
第30弾土浦まちなか元氣市開催

クールビズ実施のお知らせ

当所では、節電・省エネの観点から、お客様と対応する際の服装がノーネクタイやノージャケット等の軽装（クールビズ）となりますが、何卒ご理解下さいますようお願いいたします。

当所への届出事項に変更ございませんか

事業所の移転・電話・FAX番号など、当所へのお届け内容に変更はございませんか。

当所からのご案内やお知らせを確実にお届けするため、変更が生じた際はご連絡をお願いいたします。

問合せ先：総務課

常議員会

4月度常議員会は、4月19日に土浦商工会議所において開催され、議事案件について原案どおり可決承認された。

議事案件（議件）

議件第1号

顧問・参与の変更に伴う委嘱について

議件第2号

小規模企業振興委員の委嘱について

議件第3号

経営安定特別相談室 商工調停士専門スタッフの委嘱について

議件第4号

小規模事業者経営改善資金融資（マル経）審査員の委嘱について

議件第5号

第96回 常議員総会の開催について

議件第6号

新入会員の承認について

報告・連絡事項

1 小売商業等適正化調査事業（土浦市の商業）について

2 土浦市中心市街地活性化基本計画（二期計画）の認定について

3 経営計画作成支援セミナーについて

4 平成31年度事務局体制について

5 青年部より

6 女性会より

7 その他

会員情報

新入会員

（掲載同意をいただいた方のみ紹介）

順不同 代表者敬称略

事業所名	代表者名	業 種	所 在 地	TEL
岡野ファーム	岡野 文之	養豚・豚肉販売	土浦市粕毛637	821-7552
(同)Office YAMAMOTO	南 貴済	不動産・助成金代行・コンサルティング等	渋谷区千駄ヶ谷5-21-7 第5瑞穂ビル4F	03-5315-4710
中田勝也法律事務所	中田 勝也	弁護士	つくば市榎戸670	896-5186
NKハウジング(株)	海老原正美	建設業	土浦市下高津4-18-12	825-2777
設備屋MAKI	楨坂 昭広	給排水衛生設備工事	土浦市摩利山新田335-6	842-6786
(株)タナカ	田中 司郎	印刷、住宅用建築金物製造・販売	土浦市藤沢3495-1	862-1234
全国観光紹介館	鹿嶋 啓一	観光紹介・広告他	土浦市板谷7丁目628-9	831-0872
青野珠算教室	青野 尚美	珠算教室	稲敷市椎塚2029-1	029-892-1799
島田薬局	秋田谷 学	薬局	土浦市小松1-5-2	822-1560
酒井住建	酒井 功	建設木工	つくば市大900	857-3045
ホテルルートイン土浦	久朗津禎基	ホテル	土浦市真鍋新町19-1	825-2322
ほぐし屋 かみやの手	神谷 太一	整体・リラクゼーション	土浦市桜町3-3-15 つちうら横丁2階18号	826-2122
(株)ライズフロンティア	山中 浩一	建設業(設備・電気・土木)	土浦市神立町3433-7	846-5722
Five Star	飯島 康浩	理容業、美容業	つくば市陣場F22-5 ルミナスレジデンス101	846-0177

TSUCHIURA
PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社
〒300-0812
茨城県土浦市下高津3-6-7 102
tel.029-823-4443(代)
fax.029-823-6663
E-mail: tp-works01@oobe.ocn.ne.jp

クリーン代行は
おかげさまで33年

創立 昭和62年6月10日

飲酒運転は犯罪です！
あなたは、その罪一生背負い続けますか！

飲酒運転
絶対いかん！



(株)クリーン運転総合代行 クリーン運転代行センター
土浦市大岩田 1506-2

☎0120-22-7906 ☎0120-804-464

Facebook <https://www.facebook.com/cleandaikou/>

公益社団法人全国運転代行協会加盟・茨城県運転代行協会加盟

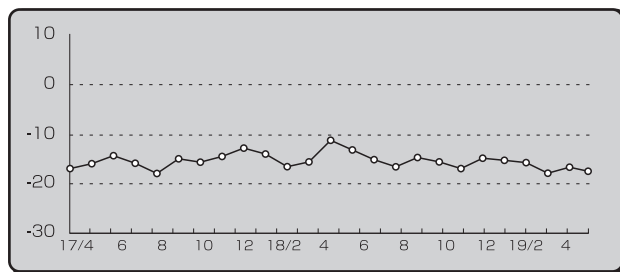
業況DIの推移 (全産業・同年同月比)

■業況DI (前年同月比) の推移■

	2018年 11月	12月	2019年 1月	2月	3月	4月	先行き見通し 5~7月
全産業	▲14.9	▲15.7	▲16.0	▲18.1	▲16.9	▲16.7	▲18.4
建設	▲9.9	▲8.1	▲6.3	▲8.5	▲5.8	▲3.9	▲9.8
製造	▲10.2	▲9.7	▲12.0	▲12.2	▲16.6	▲18.3	▲20.5
卸売	▲9.3	▲17.1	▲17.9	▲23.1	▲22.4	▲20.5	▲22.4
小売	▲29.2	▲31.6	▲36.3	▲32.4	▲29.5	▲33.9	▲31.9
サービス	▲13.2	▲12.4	▲8.6	▲15.6	▲11.7	▲7.9	▲9.3

※「先行き見通し」は前月に比べた向こう3ヶ月の先行き見通しDI

■業況DI (全産業・前年同月比) の推移■



※DI値 (景況判断指数) について

DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感に相対的な広がり意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)
業況・採算：(好転) - (悪化) 売上：(増加) - (減少)

ロボ調査

集計結果 (早期景気観測)

4月

4月の業況と先行き見通し

業況DIは、ほぼ横ばい。先行きは、懸念材料多く、慎重な見方崩れず

都市部を中心に民間工事が堅調な建設業に加え、4月上旬の寒波の影響により例年に比べ花見期間が長くなり、客数が増加するなど、インバウンドを含めた春の好調な観光需要を取り込んだ宿泊・飲食業を中心とするサービスの業況が改善した。他方、受注が減少した半導体や産業

用機械、自動車関連の不振に加え、深刻な人手不足の影響拡大や根強い消費者の節約志向、原材料費の高止まりの影響を指摘する声は依然として多く、中小企業の景況感足元では横ばいの動きとなっている。改元を契機とする個人消費の拡大や10連休に伴う観光需要拡大への期

待感がうかがえる。他方、人手不足の影響の深刻化や、原油価格を含む原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、貿易摩擦の激化、世界経済の動向、消費増税の影響など不透明感が増す中、中小企業においては、先行きへの慎重な見方を崩していない。

Mac & Windows DTP

チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺

菊池印刷株式会社

〒300-0811 土浦市上高津911-1
TEL(029)821-2525 FAX(029)824-2457
E-mail: dtp@kikuchi-kk.co.jp

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請

会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請
外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次
農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成
その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 渡邊律三事務所

つくば市高見原5-2-110 / TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】
刑事・財産管理・債務整理

礎法律事務所

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

会員 商工業者の皆様へ

- アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫
- 新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・P

買たい 売たい 借たい 貸たい 時は!



地元 会員 桂不動産(株)へ

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23
支店 / TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

時代を読み解く



「消費増税反対論者の『輸出戻し税制度』への批判」

消費増税の期日である、2019年10月が徐々に近づいてきた。安倍政権は2度にわたり増税時期を先送りしてきたが、10月1日には消費税率を現行の8%から10%に引き上げる方針である。ただし、足元で世界経済の減速懸念が強まっていることもあり、今後は消費増税の是非を巡る議論が活発化する可能性がある。

財政再建を実現するには、(1)経済成長に伴う税収の増加、(2)社会保障費などの歳出の合理化、(3)消費税を中心とする増税、を三位一体で行うことが必要である。筆者は、わが国の厳しい財政状況を考えると、経済成長のみに頼って財政再建を実現することは、とうてい不可能だと考えている。

消費増税に反対する論者は総じて感情的で、論理性に乏しい印象を受ける。例えば、消費増税反対論者が批判するものの一つに「輸出戻し税制度」がある。最初に、「輸出戻し税制度」の概要について解説しておく。

消費税は、輸出入取引について競争条件を同一にするという観点から、国境調整が実施されている。具体的には、「消費地課税原則」(消費税は商品・サービスの消費地で課税されるという原則)にのっとり、輸出入取引を課税対象とする一方で、輸引出引は免税されている。この結果、輸出企業には、仕入れの際に支払った消費税分が事後的に還付されることになるのである。

「輸出戻し税制度」に対しては、輸出企業は大企業が中心で、中小・零細の下請け企業に消費税分を上回る値引きを行わせているのではないかと——ありていに言えば、大企業が「輸出戻し税制度」により不当な利益を得ているのではないかと、この批判がなされる。実際、「輸出戻し税制度」による消費税の還付総額は年間数兆円規模に達するとの試算もある。さらに、「輸出戻し税は、大企業に対する事実上の輸出補助金である」との議論すら展開されている。

しかしながら「輸出戻し税制度」は、消費税を導入している世界の国々が採用している制度だ。輸出品は、輸出先の国で間接税(消費税など)が課されるので、わが国でも課税を行うと「二重課税」になってしまうからである。理屈上、「輸出戻し税制度」によって輸出企業が得た還付金は、仕入れの際に支払った消費税分を取り戻したの

にすぎない。つまり、「輸出戻し税制度」は論理的に考えて極めて筋の通ったまともな制度なのである。筆者は、「輸出戻し税制度」に対する感情的な批判は、一部の日本人の認識不足を示す極めて残念な事例だと思う。その根底にあるのは、「大企業(金持ち)がたくさんお金をもらえてうらやましい」という、やっかみがあるのかもしれない。繰り返しになるが、「輸出戻し税制度」によって還付されるお金は、論理的に考えて輸出企業が本来手にするべき正当なものなのだ。「強者がお金をもらい過ぎ」だということであれば、それは税制の問題ではなく、独禁法を中心とする「社会法制」「弱者救済法制」を通じて改善すべき問題だ。税制の論理から逸脱する形で、大企業をうらやましつつも、何ら建設的な議論はできないのである。

国際的に見ても、論理的な正当性を有する「輸出戻し税制度」に対して、これほど感情的な批判が展開されている国はない。もし本当に日本だけで「強者の横暴」がまかり通る——つまりは、強者が弱者に対して圧倒的な価格支配力を有するのであれば、それは、わが国に他国との「異質性」が存在するのではないかとすら思える。消費増税反対論者には、少し頭を冷やして、論理的に物事を考えていただきたい。

株式会社大和総研
常務執行役員 調査本部副本部長
チーフエコノミスト 熊谷亮丸

労務相談室

Q 「働き方改革」関連法改正により、労働者の健康についての相談体制の強化が求められるようになるそうですが、どのようなことになるのでしょうか。

A 2019年4月施行の改正により、これまで以上に産業医の存在が重視されるようになります。産業医の活動環境の整備や産業医への権限・情報提供の充実、強化等の施策がありますが、関連して、健康相談の体制整備や健康情報の適正な取り扱いや、長時間労働者に対する面接指導等を行う体制が強化されます。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じるように努めなければならないこととされています。もちろん、そのために、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理、保護するために必要な措置を講じなければなりません。

また、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化することとされています。例えば、事業者は、面接指導を実施するにあたり、労働者の労働時間把握のために、タイムカードによる記

録、パソコン等の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他の適切な方法を把握しなければなりません。事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければなりません。労働者の健康のリスクは事業所の経営上のリスクにつながります。特に長時間労働がメンタルヘルスに及ぼす影響が問題視されている中で、事業場において、労働者の健康の保持増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、社会の健全な発展という観点からも、非常に重要な課題となっています。

会員ご意見BOX

会員事業所の皆様のニーズを把握し、魅力あるサービスの提供と今後の事業活動の充実を図る「会員ご意見BOX」。

当商工会議所事業に対するご意見やご要望、また、業況や経営のご相談などお気軽にお寄せください。

メール：info@tcci.jp
FAX：029-822-8844 土浦商工会議所行

スナックどじ

MEMBER'S NOW
会員紹介

桜町とともに!!
おかげさまで創業25周年

住所 土浦市桜町2丁目2-4
電話 (030)7680
営業時間
平日 午後9時～午前2時
週末 午後9時～午前4時
定休日 日曜・月曜

「スナックどじ」は、「美味しいお酒」と「ママ自慢の二品料理」を樂しめ、ゆつくりとくつろいで過して頂ける落ち着いた雰囲気のお店です。

昨年リニューアルした店内は、海をイメージした青い壁がお出迎え!! スキー・バダイビングが趣味の



落ち着いた雰囲気の店内

25th Anniversary
オーダー制(ボトルキープ)
飲み放題!
1時間4,000円
ご来店をお待ちしております

私のこだわりが詰まった空間は、お食事と会話に集中していただけます。
お酒は、ウイスキー・焼酎・ワインなど15種類。常連様から好評を頂いている手作りお通しは、季節の旬な野菜を使った料理を3品いつも用意しております。
お酒と酒の肴を樂しむのも良し! カウンターで聞き上手のママと語らうのも良し! スタッフと一緒にカラオケを樂しむのも良し!
桜町で25年間。年齢を問わず親しまれてきたアットホームな当店に、どうぞお気軽にお立ちください。皆様のお越しを、心よりお待ちしております。



お店の看板が目印です



多様なボトルをご用意しております



MEMBER'S NOW! 掲載事業所募集 ～あなたの企業、店舗・技術の情報を掲載してみませんか～
事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介 etc... 会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。
お気軽にお電話ください(総務課 822-0391 まで)。

土浦催事記 (5月中旬～6月中旬)

5月30日(木)～6月2日(日)
会場 新治ショッピングセンター
「さん・あぴお」センターコート

第51回土浦阜月まつり

時間 午前10時～午後5時(6/2は、午後3時まで)

丹精込めて育てられた大小様々な、阜月盆栽が華を競います。

また、即売会も同時開催され人気を集めます。

問合せ先: (一社) 土浦市観光協会 824-2810



6月1日(土) 会場 小町の館

小町の館 田植え体験講座

時間 午前10時30分～午後2時(午前10時受付開始)

小町の館において、田植え体験講座を開催します。小町の館裏にある棚田でのもち米づくりに大人の方からお子様までご参加いただけます。田植え後は、地元産のお米を使った昼食をご用意します。

- 定員: 80名
- 参加費: 500円 (3才以上小学生以下300円)
- 問合せ先: 「小町の館」
電話 826-1002



この会報誌は、再生紙を使用しています。